

小野市空家等対策計画（概要版）

空家等の現状と課題

小野市では将来的な空家問題を見据え、先手管理として、国に先駆ける形で、平成25年に「小野市空き家等の適正管理に関する条例」を施行した。この条例の特徴は、「市民・自治会・議会・行政が一体となって取り組む」というものであり、自治会からの情報提供及び要請による行政措置の開始を盛り込んだほか、空家等の適正管理のため市が実行する行政代執行の規定を兵庫県下で初めて盛り込み、その実施においては市民の代表である議会の議決を必要とするなど、手順を厳格化した。

本市の空家等の現状であるが、平成30年の住宅・土地統計調査における空家率は11.4%と、平成25年の空家率13.3%より約2%改善された。

また、令和4年に第3回空家等の実態調査を行い、調査時点で把握していた600件の空家等に、水道を閉栓し3年以上経過している建物等167件を加えた767件の空家等の現況確認を行った。その結果、放置されると危険性が増す可能性がある空家等を615件把握し、その内58件を危険な空家等として位置付けた。

今後益々進展する少子高齢化社会において、空家問題は深刻さを増すばかりであるが、本市独自の空家等の対策（市民・自治会・行政・議会の連携、安全安心パトロール隊による巡回等）により、管理不全の空家等の発生を予防する取組みを行う。

計画の概要

＜空家等に関する対策の対象とする地区＞ 市内全域を対象

＜空家等に関する対策の対象とする空家等の種類＞ 法第2条第1項に規定する「空家等」

＜空家等に関する対策の方針＞

- 重点項目
- (1) 空家等に関する相談窓口体制の強化と情報の発信**
 - (2) 空家等の所有者の管理意識の向上**
 - (3) 空家等及び除却後の跡地の利活用の促進**

＜計画期間＞ 令和5年4月から令和10年3月までの5年間

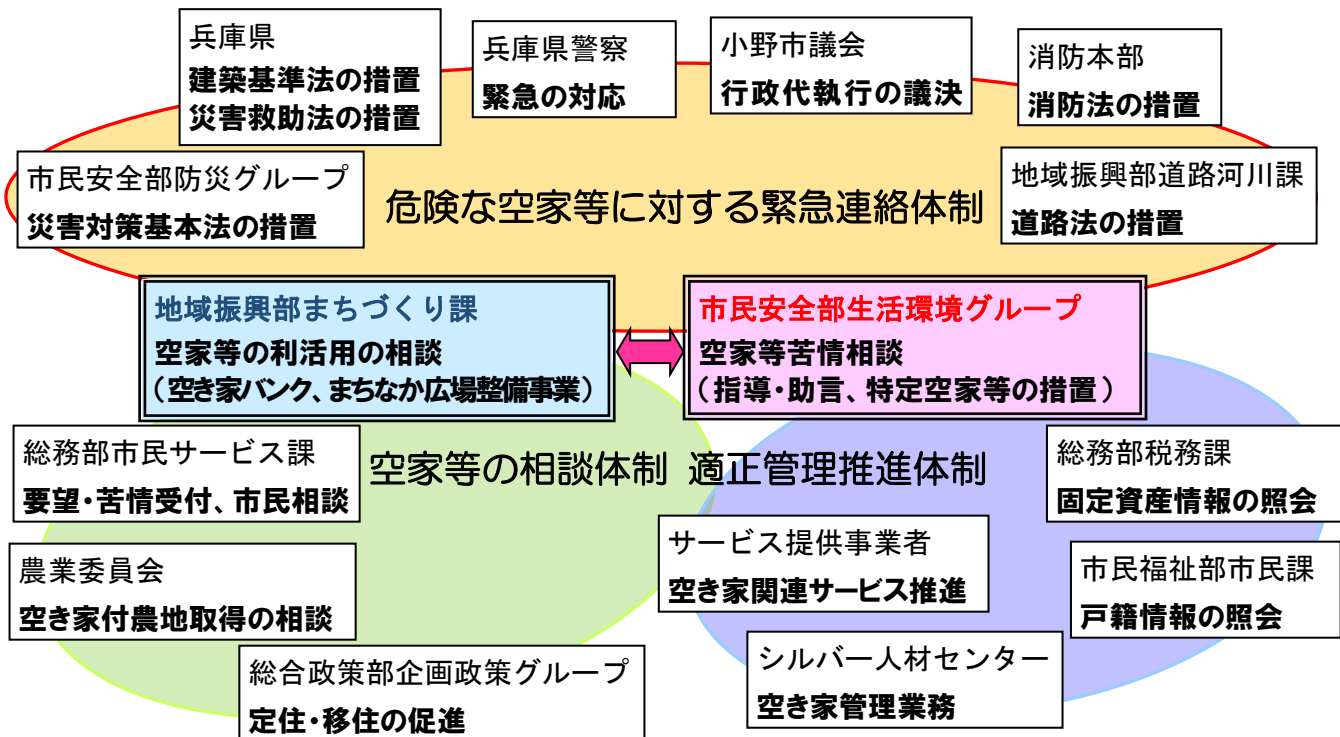
空家等のデータベースの整備

- 空家等所在情報のデータベースを整備する。（5年に1度、実態調査を実施）
→空家等所有者に対する、利活用や適正管理の促進に関する情報提供、適正管理依頼に

活用

- 危険な空家等データベースを整備する。
→空家等所有者に対する状況改善依頼に活用

空家等の対策の実施体制



空家等対策部局が主体となって空家等に関する情報収集、整理を行い、関連部署との連携、各種行政相談・外部関係団体との連携も深め、住民等に必要な情報提供や相談に対応する。

空家等の適切な管理の促進

- 所有者に対する適正管理の依頼
 - ①住民からの苦情のあった空家等の所有者に対して実施
 - ②危険空家等となるおそれが高い空家等の所有者に対して実施
 - ③危険空家等データベースに掲載されている空家等の所有者に対して実施
- 特定空家等相当の空家等については自治会からの情報提供により市が特定空家等に認定、状況に応じ指導から行政代執行までの手続きを実施
- 民間事業者と連携し、空家見守りサービスを提供し、空家等の適正な管理を推進

空家等・除却後の跡地の活用の促進

○空き家バンク制度の活用を促進

○地域住民が有効利用できるまちなかの広場を確保できるよう、空家等の除却や空家等除却後の跡地の利活用を促進